

○証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政治資金規正法の一部改正）</p> <p>第二百二十九条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条の四第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。</p> <p>第十二条第一項第三号ト中「有価証券」の下に「（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）」を加える。</p>	<p>（政治資金規正法の一部改正）</p> <p>第二百二十九条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第一項第三号ト中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「有価証券」の下に「（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）」を加える。</p>